

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

長崎地方法務局 登記官 森川 崇弘

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3 1 0 0 - 2 0 2 4 - 0 0 0 3	長崎市古賀町 9 5 5 番